

様式第 2 号（第 4 条関係）

子育て世帯等生活応援給付金支給口座登録等の届出書

年 月 日

南あわじ市長 様

南あわじ市子育て世帯等生活応援給付金支給事業実施要綱第 4 条第 5 項の規定により、次のとおり給付金支給口座の変更を届出します。

- 1 届出者・申請者（児童手当、児童扶養手当及び令和 5 年度南あわじ市子育て世帯等生活応援給付金を受給の方）

ふりがな氏名	生年月日	申請者の現住所（住民票所在地）
	年 月 日	電 話 （ ）
		申請者の住所（令和 6 年12月13日時点の住民票所在地） （新生児に係る給付金の支給の場合は、出生時の住所） ※現住所と同じ場合は記入不要

- 2 新規振込先指定口座（児童手当、児童扶養手当及び令和 5 年度南あわじ市子育て世帯等生活応援給付金を受給のご本人名義の口座に限ります。）

下記の金融機関口座（原則 1 の届出者の口座とします。）へ振込を希望します。
また、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

受取口座記入欄

金融機関	銀行 金庫 組合 農協	口座	フリガナ							
			名義人氏名							
	支店 支所		種 類	口 座 番 号						
			1 普通 2 当座 3 その他 （ ）							

※ 申請者本人名義の口座をご指定ください。

※ 窓口での現金支給を希望します。□ （左のチェック欄への記入をお願いします。）

（口座開設が出来ない場合等に関しチェック欄に☑の記入の上、理由の記載をお願いします。）

口座振込できない理由	
------------	--

【誓約・同意事項】

- (1)届出内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2)子育て世帯等生活応援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が住民基本台帳等の公簿等を閲覧することや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (5)給付金の支給後、令和6年12月分の児童扶養手当又は特別児童扶養手当の支給要件に該当しなくなった場合など、子育て世帯等生活応援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯等生活応援給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）
が分かる通帳やキャッシュカードの写し